

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【会社名】	アビックス株式会社
【英訳名】	AVIX, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊崎友久
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長熊崎友久は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。さらに業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売上原価、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

過年度の取引に関して、当事業年度に調査した結果、当社が販売した製品について仕入先を經由して買い戻しをするという取引により、不適切な会計処理を行っていたことが判明しました。当該取引は、平成20年4月に行われており、当時は内部統制が対応しきれておらず、経営者もしくは経営幹部主導の非定形的取引について十分な統制が及んでいなかったことが原因と考えられます。

しかしながら、当社では、「内部統制報告制度」が導入された平成21年3月期より、コーポレート・ガバナンスの体制強化を、経営の重要課題の一つとして位置付け、いわゆる「J-SOX法」に適合するように組織体制や規程類の整備、内部通報制度の制定、リスク管理委員会や内部監査委員会の設置など内部統制システムの整備に取り組んで参りました。特に、専門知識を有する社外取締役の登用については、積極的に勧めており、現在においては、取締役6名の内、社外取締役が4名（当該取引発生時は、取締役6名の内、社外取締役1名）在籍しており、経営者もしくは経営幹部主導の非定形取引等についての監督作用は強化されております。さらに、平成22年3月期からは、社外取締役が、社内の情報共有、意思決定の場でもあるグループリーダー会議に毎週出席し（週に一回開催）、販売や仕入等の取引全体の概要をモニタリングしており、特に、

非定形的な取引については、詳細な内容のヒアリングを実施しております。

これらの状況を踏まえ、上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

上記のように当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は、有効であると判断しておりますが、再発を防止するため、さらなるコーポレート・ガバナンスの体制強化を推し進めて参ります。

具体的には、以下の取り組みを実施致します。

取締役会での必須報告事項を増やし、取締役会の監督機能を強化する。

以下に該当する取引については、現状、社外取締役が直接モニタリングし、必要に応じて管理本部に情報提供を求めています。今後は、毎月の定例取締役会への定例報告事項とし、取引の適正性について個別に判断する。

- ・ 延滞している売掛債権
- ・ 大口の取引
- ・ 仕入、販売の両方の取引があり取引先との取引
- ・ 大口の新規取引
- ・ その他非定形的な取引

以上については、必須報告事項とし、その他の非定形的な取引についても、管理本部が主導となり、日々の取引から通常と異なる取引が発生した場合は、ピックアップし、取締役会に報告する。

コンプライアンスに対する意識改革

- ・ 役職員のコンプライアンスに対する意識を、さらに向上させるため、年に一回定期研修等開催する。
- ・ 内部通報制度の内容についても、より周知させるため、現状の社内イントラ掲載だけでなく、定期的に全社員へのメール配信を実施、理解を深める。

社内規程等の整備、権限の配分の見直し

- ・ 社内規程について、詳細に実効性ある形で規程を整備する。
- ・ 与信管理や売上債権に関連する規程の見直しをする。

その運用状況を内部監査委員会、監査役会、取締役会がモニタリングし、定期的に整備を図る。